

今後の活動方針に対する協議会構成員からの意見について

※国・東京電力双方に関係するものについては、各々の項目に掲載

1 国(原子力損害賠償紛争審査会)に対する要望等に関すること

No.	今後の活動方針についての意見
1	自主的避難に伴う費用等、「 <u>紛争審査会</u> 」に対する働きかけを強化し、早期に追加指針を策定させるよう協議会としての活動を展開することが重要である。
2	東京電力が「 <u>中間指針</u> 」を踏まえるとのことであれば、 <u>要望事項を指針に明記するよう「紛争審査会」への働きかけをすべき。</u>
3	請求額全額が支払われるべく、 <u>知事を筆頭に、協議会構成団体がもっと声を上げて行動することが必要。</u> また、 <u>県民全員が被害者であることから、県民総ぐるみの運動として、政府・東京電力に要望する必要がある。</u>
4	被害を受け、家を追われ、生活のすべてと未来さえも奪われた原発被災者の立場になって対応するよう <u>国や東京電力への働きかけが必要。</u> <u>生の姿を肉眼で見てもらわないと、この辛さ、悲しさ、苦しみ、焦り、怒りが分かってももらえないのではないかと切に思う。</u>
5	「 <u>中間指針</u> 」を出した国、特に「 <u>紛争審査会</u> 」に対して強力に圧力をかけていくべき。
6	県選出の国会議員の協力を得て、国会等へ強く陳情をするべき。
7	「 <u>中間指針</u> 」の <u>詳細解釈を国が示し、東京電力と相談しなくても、「その他ご請求用請求書」が記入できるようにする必要がある。</u>
8	東京電力(株)が「 <u>紛争審査会</u> 」の「 <u>中間指針</u> 」を根拠とし、それ以上に踏み込もうとしない現状を打開するには、 <u>当該「審査会」への対応を強化し、あらゆる損害の実態に見合った賠償の指針策定に向け取り組みを進めるべきと考える。</u>
9	回答の中には詳細な部分が明確に記載されておらず、文章の表面上だけからは一見誠意があるように見えるが、 <u>納得のいく賠償が実現して初めて誠意があったことになるので、このような方向に進むよう協調して対処する必要がある。</u> 【要望事項】 次の特別措置を講じること。 (1) <u>警戒区域及び緊急時避難準備区域の土地・建物等について、直ちに賠償区域とし、その損害(震災前の時価)の2分の1の額を希望に応じ仮払いすること。</u> (2) <u>損害賠償に係る弁護士費用を損害の算定項目とすること。</u> (3) <u>現行のような「賠償」ではなく、「補償」という考えで、特別区域及び緊急時避難準備区域については、公共事業(ダム事業)による補償の場合に準じて、休業補償、立ち退き補償、財産補償等を事業者(東京電力)において算定して、当該区域の住民・事業者等(被害者)に呈示すること。</u>
10	現行の不法行為論をベースに考える限り、県民が満足する補償内容、手続き等には限界があることから、 <u>今こそ県・学識者が中心となって、原子力損害賠償の新たな理論を構築し、国等に提案・要求するべき。</u>
11	東京電力の回答ほとんどが「 <u>紛争審査会</u> 」並びに同審査会が示した「 <u>中間指針</u> 」を賠償の拠り所としており、当事者として積極的に賠償に臨む体制にはないことから、「 <u>紛争審査会</u> 」そのものを動かさない限り、 <u>これ以上の進展は考えられない。</u> 一方、市町村、県レベルが東京電力に要求を突きつけても、今回の「 <u>公開質問</u> 」に対する回答に終始すると思われることから、 <u>紛争審査会、国省庁、政府を動かす手法が必要であり、本県選出の国会議員など政治家の力を借りて、それぞれに直接訴える時期に来ていると考えられる。</u>
12	県民の生活を守るため、 <u>東京電力、国、「紛争審査会」などに要請活動を行ってほしい。</u>
13	県が一体となって、 <u>国及び東京電力に対し、損害賠償や地財措置の十分な対応が図られるよう要望活動の強化が必要。</u>
14	「 <u>公開質問</u> 」に対し、誠意ある回答が得られなかったことを踏まえると、今後、協議会、それぞれの団体、県民等がいくら改善を求めても、 <u>東京電力が賠償の考え、対象の範囲、基準等について改めることはあまり期待できないことから、「中間指針」の改定に向けた活動を強化すべきである</u> と考える。
15	東京電力は「 <u>中間指針</u> 」と「 <u>紛争審査会</u> 」の議論の結果に基づいて賠償を進める意向であるので、「 <u>紛争審査会</u> 」による指針を改正するべく、 <u>福島県原子力損害対策協議会から強く要請すべきである。</u>

2 東京電力に対する要求等に関すること

No.	今後の活動方針についての意見
1	東京電力に対しては、 <u>財物価値の喪失又は減少等の損害についても早期に賠償に応じるよう要求する必要がある。</u>
2	請求額全額が支払われるべく、 <u>知事を筆頭に、協議会構成団体がもっと声を上げた行動が必要。</u> また、 <u>県民全員が被害者であることから、県民総ぐるみの運動として、政府・東京電力に要望する必要がある。</u>
3	被害を受け、家を追われ、生活のすべてと未来さえも奪われた原発被災者の立場になって対応するよう <u>国や東京電力への働きかけが必要。</u> 生の姿を肉眼で見てもらわないと、この辛さ、悲しさ、苦しみ、 <u>焦り、怒りが分かってもらえないのではないかと切に思う。</u>
4	東京電力に対して <u>今まで以上に強い要望を出し続ける。</u>
5	今後も <u>持続的に「公開質問」を</u> 発していくことが必要である。
6	回答書は原発被害者（団体）の現在おかれている状況を真に理解しているのか、疑念を持たざるを得ない内容であることから、 <u>賠償の詳細な点について、さらに質問等を重ねていくような活動が具体的に必要。</u>
7	回答書の冒頭で「福島県民に大変な迷惑と心配をかけている」と述べているものの、東京電力に当事者意識が感じられないのは、正式に福島県民に謝罪したことがないからかもしれないので、 <u>東京電力に正式会見の場で福島県民に謝罪することを求めるべきである。</u>
8	今後も <u>協議会や県民の声を聞いて粘り強く要求することが必要。</u>
9	回答の中には詳細な部分が明確に記載されておらず、文章の表面上だけからは一見誠意があるように見えるが、 <u>納得のいく賠償が実現して初めて誠意があったことになるので、このような方向に進むよう協調して対処する必要がある。</u> 【要望事項】 次の特別措置を講じること。 (1) <u>警戒区域及び緊急時避難準備区域の土地・建物等について、直ちに賠償区域とし、その損害（震災前の時価）の2分の1の額を希望に応じ仮払いすること。</u> (2) <u>損害賠償に係る弁護士費用を損害の算定項目とすること。</u> (3) <u>現行のような「賠償」ではなく、「補償」という考えで、特別区域及び緊急時避難準備区域については、公共事業（ダム事業）による補償の場合に準じて、休業補償、立ち退き補償、財産補償等を事業者（東京電力）において算定して、当該区域の住民・事業者等（被害者）に呈示すること。</u>
10	現行の不法行為論をベースに考える限り、県民が満足する補償内容、手続き等には限界があることから、 <u>今こそ県・学識者が中心となって、原子力損害賠償の新たな理論を構築し、国等に提案・要求するべき。</u>
11	県民の生活を守るため、東京電力、国、「紛争審査会」などに <u>要請活動</u> を行ってほしい。
12	来年の予算編成時期になるため、 <u>早期に「公開質問」に対する回答について、個別毎に具体的な交渉を行う必要がある。</u>
13	県が一体となって、 <u>国及び東京電力に対し、損害賠償や地財措置の十分な対応が図られるよう要望活動の強化が必要。</u>

3 その他

No.	今後の活動方針についての意見
1	子々孫々への放射能の影響を最小限に食い止めるため、 <u>国及び東京電力が責任を持って「除染」及びそのための処理施設の設置等を早急を実施するよう、強く要求すべきである。</u> （そもそも、市町村まかせで必要な予算は配分するという筋のものでない。）
2	食については全品目の数値公表が望まれていると思うが、 <u>暫定基準値内であっても限りなくND（検出せず）を求めていく消費行動が見える。</u> 早期の法整備と福島県内はもとより、 <u>全国知事会等を通じ東京・大阪等をはじめ、全国で県産品を食べることが福島県再生、日本再生につながることを強力にアピール願いたい。</u>
3	賠償問題は一部の地域問題になってしまっているので、 <u>県内も温度差があるのではないかと。工業製品の風評被害、自主避難による売上減等ほとんど声が上がらないのはなぜか。もっと声を上げるべき。</u>

No.	今後の活動方針についての意見
4	<p>協議会の行動を、県内の行政機関がリーダーシップをとって、報道機関等を利用して、福島県の被害状況をもっと強くアピールすべき。このまま大人しくしていると、地震、津波、原発、風評被害の四重苦のうえに、福島県以外の国民から忘れ去られ「疎（うと）まれる無関心」という五重苦に苦しめられることになってしまう。</p>
5	<p>7月末に議員立法により成立した、「原子力事故被害緊急措置法（仮払い法）」などを活用した損害賠償請求活動方針の検討が必要。 原子力損害賠償対策協議会に参加している自治体・諸団体による「ワーキンググループ」を作り、情報交換をより密に行いながら迅速に対応する体制をつくる必要がある（事務局は、県生活環境部原子力損害対策課が望ましい）。 迅速に「生の情報」を得るために、現在開催されている文部科学省所管の「原子力事故損害賠償審査会」に原子力損害対策協議会から傍聴団を派遣することを検討すべきである。</p>
6	<p>東京電力側としては、争点を具体的に絞らせないように、また今後の損害賠償手続き、損害賠償の訴訟において、言質をとられないように曖昧な表現に終始している。東京電力の言う5つの約束についても「合意」を得るためのパフォーマンスとしか思えない。 東京電力側からが誠意ある姿勢が見えない以上、協議会としても法律上（民事訴訟等）の専門的なテクニックを活動の中で駆使せざるを得ないのではないだろうか。 当然、これまでも弁護士等の専門スタッフにより、活動が進められているとは思いますが、今回の回答の中では、残念ながら引き出されていないと感じた。</p>
7	<p>周期的な集約により賠償請求が出来るようお願いしたい。</p>
8	<p>引き続き、東京電力と国に対する働きかけが求められており、「オール福島」の姿を更にアピールする取り組みが必要（全国・全世界にアピールするため、東京での集会・パレード、県内での大規模な集会・パレードの実施）</p>
9	<p>「公開質問書」にある、①3月11日の事故以前の生活に戻ること、②福島県民が被った様々な損害はすべて賠償すること、③東京電力が加害者であること、④賠償内容は明確・具体的に示すことについては当然の要求であり、最後まで貫かれること。 この史上最悪レベルの事故の根源に、エネルギー供給における重要な国策としての原子力発電事業の推進が、半世紀にもわたって展開されたことを考えるならば、まず福島県民の生活とそこに展開される社会・経済・文化の再生を最優先するという国家の姿勢が問われなければならない。 共同体の聖なる事業として教育の復興と充実、人材の育成というシンボルとなる課題であり、知の拠点としての高等教育を崩壊させてはならない。また、福島県浜通り沿岸部100キロメートルを主軸とする脱原発＝自然エネルギーへの転換基地としての未来を示す責任があるであろうことを具申したい。 被災地としての福島県サイドからの真剣な発言こそ重要な意義をもつものではなかろうか。</p>
10	<p>地方公共団体等の損害に対する要望も強化していくべき。</p>
11	<p>福島第一原発から放出された放射線物質による汚染地域の除染は、本来東京電力が実施すべきものである。地域で実施されている除染活動に、東京電力が主体的に参加すること。</p>
12	<p>現段階での損害賠償の請求がなかなか進展しない状況と、被災者の今後の生活を鑑みると、速やかに受けるべき賠償をきちんと受けることができるような活動が必要。</p>
13	<p>裁判以外にはない。事故の因果関係をはっきりさせないといけない。今すぐ告訴することだ。</p>